

四国中央市水道局工事成績評定審査会要綱

平成19年6月21日

訓令第36号

(設置)

第1条 四国中央市水道局が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、請負者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、四国中央市水道局工事成績評定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、四国中央市水道局工事成績評定要領（平成19年四国中央市告示第115号）第8条の規定より請負者に通知した評定点について、説明請求があった事項について審査するものとする。

(委員)

第3条 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員長及び委員は、審査会の内容等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、水道局入札担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日訓令第17号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|-----|----------------------|
| 委員長 | 水道局長 |
| 委員 | 水道総務課長 給水整備課長 工水管理課長 |